

建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る
追加調査（特別監察）報告書

令和4年5月
国土交通省大臣官房（監察担当）

I 監察の概要

1 監察の経緯

本監察は、令和4年1月28日の第1回「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・国土交通省所管統計検証タスクフォース」（以下「再発防止・検証タスクフォース」という。）において、国土交通大臣から、国土交通行政と政府統計に対する信頼の回復に向け、検証委員会報告書追補に指摘された調査¹等を行うよう指示があったことを受け、国土交通省の特別監察として行ったものである。

監察に当たっては、専門性・客観性を確保するため、検証委員会の委員を務めた再発防止・検証タスクフォースの3名の顧問有識者（※）と情報を共有しつつ、監察の進め方の決定、事実の認定、評価及び原因の検証を含む報告書案の作成全般に当たり、アドバイスをいただきながら進めた。

【顧問有識者】

岸 秀光（弁護士 元名古屋地検特別捜査部長）

舟岡 史雄（信州大学名誉教授）

和田 希志子（弁護士 ふじ合同法律事務所、元第一東京弁護士会副会長）

2 監察の対象

本監察の対象は、以下のとおりである。

- (1) 建設受注統計調査について、追補記載事項（①都道府県における合算書き換えの継続、②回収率の計算方法の誤り、③完成予定年月の書き換え）及び建設受注統計調査における公文書管理上の問題点に係る事実関係
- (2) (1) の監察の結果認定された事実の評価

¹ 検証委員会報告書とは、建設工事受注動態統計調査（以下、当該統計を「建設受注統計」といい、当該統計の調査全体を「建設受注統計調査」という。）の不適切処理について、「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会」（以下「検証委員会」という。）が令和4年1月14日にとりまとめ、国土交通大臣に手交した報告書のことをいう。

検証委員会では、

- ①建設受注統計において、調査票に記載された数値の書き換えや二重計上が行われた経緯・国交省における事後対応の状況などの事実関係の調査
- ②①の調査の結果認定された事実の評価
- ③①の調査の結果認定された事実についての原因の検証
- ④再発防止策

が主な調査・検証対象とされ、報告書としてとりまとめられたが、併せて、検証委員会の調査開始後に判明した建設受注統計調査の統計処理上の問題として、追補において、

- ①令和元年12月分以降の本件調査票についても、一部の都道府県において書き換えが継続されていた可能性があること（都道府県における合算書き換えの継続）
- ②平成25年4月分から令和3年3月分までの建設受注統計調査において用いられていた回収率の計算方法に誤りがあった点（回収率の計算方法の誤り）
- ③完成予定年月の書き換えについて（完成予定年月の書き換え）

の3点（以下「追補記載事項」という。）が記載され、それぞれ、国土交通省において調査して公表すべきこと等の指摘がなされた。

(3) (1) の監察の結果認定された事実についての原因の検証

なお、本監察の結果を踏まえた再発防止策については、再発防止・検証タスクフォースにおいて、引き続き検討が行われる。

また、建設受注統計や建設総合統計への数値的影響については、遡及改定検討会議において別途検討が行われたところである。今後、同会議で決定した推計手法に基づき、統計部門²において遡及改定を進める。

3 監察の方法

本監察は、顧問有識者のアドバイスを踏まえつつ、以下の方法で行った（詳細は別紙）。

- ①統計部門に対する組織ヒアリング
- ②担当者ヒアリング
- ③書証資料の収集

本監察に当たっては、統計部門及び公文書監理官から書証の提供を受けたほか、ヒアリングを行った一部の担当者からも書証の提供を受けた。

4 監察資料の取扱い

本監察において作成又は収集したヒアリング結果や書証資料については、これらの資料が公表されることになれば、将来的に同様の検証が必要となった際に、職員等の協力を得ることが困難となり、監察事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、非公表とする。

² 建設受注統計は、平成 12 年 4 月から平成 13 年 1 月 5 日までは建設省建設経済局調査情報課が、平成 13 年 1 月 6 日から平成 19 年 6 月までは国交省総合政策局情報管理部建設調査統計課が、平成 19 年 7 月から平成 20 年 9 月までは同省同局同部情報安全・調査課建設統計室が、平成 20 年 10 月から平成 23 年 6 月までは同省同局同課建設統計室が、平成 23 年 7 月から平成 26 年 3 月までは同省同局情報政策課建設統計室が、平成 26 年 4 月から現在に至るまでは同省同局同課建設経済統計調査室が所管しているところであり、これらの建設受注統計の所管部署をまとめて「本件統計室」ということとする。本定義は、検証委員会報告書と同様である。

また、建設受注統計のレポートラインを構成する担当係長（建設統計係長）、担当課長補佐、企画専門官等（平成 18 年 3 月以前は統計企画官又は建設統計企画官、平成 18 年 4 月以降は企画専門官。）、室長（平成 19 年 7 月から平成 26 年 3 月までは建設統計室長、平成 26 年 4 月以降は建設経済統計調査室長。本件統計室が単独の「課」であった平成 19 年 6 月以前は室長が存在せず、課長がこの立場を務めていた。）、課長（平成 12 年 12 月までは調査情報課長、平成 13 年 1 月から平成 19 年 6 月までは建設調査統計課長、平成 19 年 7 月から平成 23 年 6 月までは情報安全・調査課長、平成 23 年 7 月以降は情報政策課長。）や担当審議官等（平成 13 年 1 月 5 日までは建設経済局の担当審議官、平成 13 年 1 月 6 日から平成 20 年 9 月までは情報管理部長、平成 20 年 10 月から平成 30 年 6 月までは情報政策等の担当審議官、平成 30 年 7 月以降は担当局長級の政策立案総括審議官（以下「政総審」という。））全てを含む組織概念を「統計部門」ということとする。

(別紙) 監察の方法の詳細

①組織ヒアリング（統計部門）

2月2日	監察事項全般
2月15日	建設受注統計の建設総合統計への利用状況
2月24日	合算書き換えの継続に関する都道府県調査の進捗状況
4月18日	合算書き換えの継続に関する都道府県調査の結果

②担当者ヒアリング

顧問有識者の意見を踏まえて選定した国土交通省職員（元職員を含む。）16名に対して、2月7日、8日、9日、10日、14日、15日、16日、17日、18日、21日、3月7日及び9日に、延べ19回実施した。

- ・ 担当局長級 1名
- ・ 課長 1名
- ・ 室長 2名
- ・ 企画専門官・課長補佐 5名
- ・ 専門調査官 2名（うち1名は3回ヒアリングを実施した。）
- ・ 係長 4名（うち1名は2回ヒアリングを実施した。）
- ・ 係員 1名

※異なる役職で本件統計室に複数回所属した者については、高い役職においてのみカウントしている。

③建設工事受注動態統計調査の追加調査（特別監察）に係るタスクフォース顧問アドバイザリー会議

顧問有識者と情報を共有しつつ、監察の進め方の決定、事実の認定、評価及び原因の検証を含む報告書案の作成全般に当たり、アドバイスをいただく場として、4回開催した。

【開催経過】

- | | | | |
|-------|-----|--|---|
| 2月9日 | 第1回 | 建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る追加調査（特別監察）の進め方について | <ul style="list-style-type: none">・ 調査の進め方について意見聴取・ ヒアリング対象について意見聴取 |
| 2月21日 | 第2回 | 建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る追加調査（特別監察）の進捗状況について | <ul style="list-style-type: none">・ ヒアリング結果について情報共有・ これまでの調査に基づく事実認定と評価の方向性について意見聴取 |
| 4月7日 | 第3回 | 建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る追加調査（特別監察）の進捗状況について | <ul style="list-style-type: none">・ これまでの調査に基づく事実認定、評価及び原因の検証について・ 遡及改定検討会議の検討状況との整合性の確保について |

- 5月9日 第4回 建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る追加調査
(特別監察)の進捗状況について
- ・ 報告書(案)について

Ⅱ 調査事項の事実認定、評価及び原因の検証

1 都道府県における合算書き換えの継続

【検証委員会報告書】

統計調査室は、令和2年1月、都道府県に対し、本件合算処理にかかる書き直しをしないで、本件調査票をそのまま国交省に郵送するように指示しており、都道府県がこれを遵守している限りは、同月分以降は、本件合算処理をした本件調査票は送付されないことになっていた。しかし、本委員会の調査開始後に、本件統計室において本件調査票の点検を行っていたところ、一部の都道府県において、本件調査票表面の受注額実績がないが裏面に個別工事の記載があるなど書き換えの可能性が高いものがあったことが確認されている。

そのため、今後、国交省は、このような書き換えが継続されないように本件統計室から都道府県に対して明確な指示をすべきであるし、過月分混入の影響についても、判明次第これを明らかにすべきである。

1. 事実認定

(1) 都道府県に対する書き換え中止の指示

① 令和2年1月8日の電子メール及び電話による指示

検証委員会報告書によれば、令和2年1月、都道府県による合算処理を取りやめさせ、事業者から複数月の調査票が提出された場合、本件統計室において、表面の受注高の欄にマスキングテープを貼ってその上に前月分を合算した受注高を記載するとの処理が行われるようになった。この都道府県における合算書き換えの中止については、同年1月7日の課長補佐の指示を受け、1月8日、担当係長は、都道府県の担当者に対し、次の内容を電子メールで指示した。

「複数枚提出の場合、①調査票表面受注高は1枚目に合算しない、②業者ごとに重ね、1枚目を当月分とする。追ってお電話させていただきますので、よろしくをお願いします。」

その上で、担当係長は、47都道府県の担当者に、2、3日かけて直接電話で同内容を指示したと供述している。

担当係長の供述によると、業務に関する連絡は毎年³の全国説明会の際に行われるが、年度途中の連絡は電子メールや電話で行うのが通常のやりとりであった。

³ 全国説明会とは、平成12年以降、毎年(新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった令和2年は除く)、都道府県に対して建設受注統計に関して実施を求める作業等について説明を行う建設工事統計調査全国説明会(建設受注統計調査開始前の事前説明会を含む。)をいう。

② 令和2年4月10日の電子メールによる指示

令和2年4月に着任した担当係長は、都道府県の担当者に対し、同月10日に、新任挨拶とともに改めて、次の内容を電子メールで指示した。

「①調査票表面受注高は1枚目に合算しない、②業者ごとに重ね、1枚目を当月分とする、③調査対象月が不明なものは業者に確認等して埋める。」

③ 令和2年度全国説明会の中止、令和2年6月15日の電子メールによる指示

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常5月に行われる全国説明会が中止された。

6月15日に、担当係長は、全国説明会の代わりとして、都道府県の担当者に対し、令和2年度の運用と併せて、次の内容を電子メールで指示した。

「前月分の調査票提出があったことにより、当月分と併せて調査票が2枚以上となる時、都道府県ご担当者様による「Ⅱ. 受注高」欄の足し上げ等は不要です。」

④ 令和3年度全国説明会における質疑応答による指示

令和3年5月の全国説明会の際の質疑応答の中で、都道府県における合算書き換えが一部で継続していた可能性がうかがえる以下の質問があった。

「昨年度から変更になった点は、受注動態の過去の月の調査票を別に提出することと、当月分に過去の月の数字を足し上げて提出することのみでしょうか。」

これに対し、同年4月に着任した担当課長補佐と係長は、「当月分に過去の調査票を足し上げていたのは昨年度の処理ですので今後は各月ごととなります」と回答し、この回答を、同年5月21日、電子メールで都道府県の担当者に周知した。

⑤ 令和4年1月の指示

令和4年1月5日に、オンライン説明会により、都道府県に対して、都道府県における合算書き換えを行わないことについて、改めて指示した。また、同月17日に、検証委員会報告書の指摘を受け、都道府県に対し、都道府県における合算書き換えを行わないことについて、事務連絡を发出し、再度、指示を徹底した。

(2) 都道府県における合算書き換え継続の認識及び対応

① 令和2年1月～令和3年3月の都道府県における合算書き換え継続の認識

令和2年1月に都道府県における合算書き換えの中止を指示した担当係長は、一部の都道府県において指示が守られず、合算書き換えがなされて

いる調査票が提出されることがあり、当該都道府県に対して電話で指示の徹底を行うとともに、筆跡を確認して元に戻すなどの対応をしていたと供述している。当時の担当課長補佐は、現場のオペレーションに関与しておらず、承知していないと供述している。

令和2年4月に着任した担当係長は、毎月の集計業務に追われていて、一枚一枚の調査票の合算にまで気づく余裕はなく、また、前任の担当係長も本人も、合算書き換えをしないよう指示する電子メールを都道府県担当者へ送付していることから、都道府県における合算書き換えが継続しているという疑いを持たなかったと供述している。

令和2年6月、同年4月に着任した専門調査官が、令和2年1月以降の数値について合算の影響を取り除いたもの（以下「参考値」という。）を別途算出するため、この間の調査票を精査する中で、月数件程度、マスキングテープが貼られておらず前月分の調査票の受注高記載欄が消しゴムで消された痕跡があるものや、余白にもともと記載されていたと思われる受注高がメモされているものなど、本件統計室の担当者の修正方法によるものでない調査票が見られたことから、一部の都道府県において合算書き換えを継続していることを認識し、データ上、合算分を除いた数値を算出していた。また、当該専門調査官は、合算書き換えを継続している都道府県があることについて、令和2年6月11日に担当課長補佐と担当係長に伝えた。

しかし、都道府県における合算書き換えの継続を認識した専門調査官と、日々の統計業務を担当していた担当課長補佐や担当係長との間で、業務分担の認識に相違があり、また、十分な連携が図られず、この認識が室長以上に報告されることはなかった。都道府県における合算書き換えの実態についての調査・確認も行われなかった。

② 令和3年4月～5月の都道府県における合算書き換え継続の可能性の認識

令和3年4月、当該専門調査官のほか、担当課長補佐、担当係長、担当係員が一斉に異動となった。新たに着任した担当課長補佐や担当係長は、都道府県における合算書き換えの継続については引継ぎを受けなかったと供述している。

当該担当課長補佐は、同年5月の全国説明会の際の質疑応答の中で、都道府県における合算書き換えが一部でなお継続されている可能性を認識したと供述しているが、質疑応答の回答を都道府県担当者へ電子メールで送って周知したことや、集計作業上の事務的な話であるという認識のもと、このときも都道府県における合算書き換え継続の可能性の認識は室長以上に報告されることはなかった。

③ 令和3年8月以降の都道府県における合算書き換え継続の可能性の認識

令和3年8月17日、マスコミからの取材の中で、過去に都道府県が合算処理を行い二重計上が発生していたことのほか、都道府県における合算書き換えの継続の可能性に関しても質問があり、同年5月の都道府県との

質疑応答を踏まえ、担当課長補佐又は担当係長は、「耳にしたことがある」と回答している。この取材には同年7月に着任した室長も同席しており、その内容は同月に着任した政総審に報告された。

同年8月20日、室長は、建設受注統計の調査票の取扱いに関してマスコミからの取材を受けた旨について、取材対応概要メモを添付した上で、総務省統計委員会担当室に、適切な対応部署の紹介を電子メールで依頼した。室長は、総務省統計委員会担当室から連絡を受けて対応することとなった総務省経済統計審査官室に対し、取材で指摘されている論点は、「会計検査院の特別報告関係の調査で調査票の取扱いに問題があったと指摘されているものと同様」であり、当該論点について会計検査院の報告案では「国交省では改善措置済み」との記載になっている旨を伝えたところ、経済統計審査官室から、「会計検査院の報告書でも指摘される事項であり、すでに改善措置済みということであれば淡々と対応すればよいとの印象を受けた」との返信を同日に受けた。また、同年7月に着任した政総審と室長は、それぞれの前任者から、建設受注統計は同年4月分から新推計⁴に移行し、既に改善済である旨の引継ぎを受けており、大きな問題意識を持っていなかったとの供述がある。

このような経緯から、都道府県における合算書き換え継続の可能性が統計部門全体で共有されたにもかかわらず、その実態について、調査・確認は行われなかった。

④ 統計部門における調査票の点検、精査、都道府県等に対する確認

令和3年12月15日からの報道を契機に、統計部門において、令和2年1月分から令和3年3月分の調査票について、目視による確認等により、都道府県における合算書き換えの可能性のあるもの161件、不明なもの1,228件が確認された。統計部門では、これを検証委員会に報告するとともに、令和3年11月分の建設受注統計の調査票については、すべて、都道府県における合算書き換えが継続されていないことを確認した上で、令和4年1月14日、公表した。また、令和3年12月分以降も合算書き換えが行われていないことを確認している。

その後、統計部門においては、都道府県における合算書き換えの追加調査として、令和元年12月分から令和3年10月分までの調査票について、都道府県に対する確認、調査票提出事業者に対する確認等により、精査を行った。

その結果は次のとおりである。

- ア. 令和3年4月分から10月分までの調査票については、都道府県における合算書き換えの事実は確認できなかった。
- イ. 令和元年12月分から令和3年3月分までの調査票については、提出された106,670件の調査票のうち、71件(0.07%)

⁴ 新推計とは、令和3年4月分からの推計方法で、過月分を合算しない方法、つまり当月のみを計上する方法に切り替えるとともに、欠測値の補完については、回収率の逆数を乗じるほか、建設工事施工統計調査における未回答業者の新たな欠測値補完方法に基づく乗率を乗じる方法により計算する推計方法をいう。

は調査票提出事業者に対する確認により合算書き換えの事実が確認された。このほか、合算書き換えの可能性がある調査票が78件確認されたが、これらについては調査票提出事業者に対する確認が取れず、事業者の実際の受注高と調査票表面に記入された受注高が一致するかどうかを確認できないため、合算書き換えが行われたかどうかの特定をすることができなかった。

- ウ. 合算書き換えは、都道府県の本庁又は出先機関等、提出事業者のうちどの段階で実施されたかを判別することは難しいが、都道府県ヒアリングを行ったところ、合算書き換えの事実が確認された上記71件の調査票に関し、1都道府県からは合算書き換えの継続を確認した旨の回答があった。また、7都道府県からは合算書き換えの継続は不明の旨の回答があり、17都道府県からは合算書き換えを継続していない旨の回答があった。

2. 評価

(1) 都道府県に対する合算書き換え中止の指示

担当係長は、都道府県における合算書き換えが長期にわたり続いているものと認識していた。検証委員会報告書によれば、担当係長は、令和元年9月から11月前半頃に、企画専門官から、都道府県に対して過月分合算を取りやめるよう指示することが可能かどうか持ち掛けられた際、指示を行うことは可能だが、すぐに指示を反映してくる都道府県は一部であり、徹底されない可能性がある旨を答えていた。

当該担当係長は、令和2年1月、電子メールによる指示の後、47都道府県の担当者に直接電話するという丁寧な対応をしている。また、その後も指示を守らずに合算を継続している調査票を提出した一部の都道府県に対して、個別に電話で指示の徹底をしたとの供述がある。令和2年度以降においても、担当係長から繰り返し電子メールで指示している。

しかしながら、これらの対応にもかかわらず、令和3年3月までの間、一部の都道府県において合算書き換えが継続したことは、結果として、国土交通省の指示が十分でなかったと考えられる。

(2) 都道府県における合算書き換え継続の認識及び対応

都道府県における合算書き換えの継続は、二重計上の発生を通じて、統計数値の誤りにつながるものである。

令和2年1月以降、指示を守らずに合算を継続している調査票を提出した一部の都道府県があったことを統計部門全体で情報共有するとともに、後任の担当係長にも明確に引き継ぐべきであった。また、令和2年6月に専門調査官が認識した時点で、統計部門全体で情報を共有するとともに、実態を調査・確認し、是正すべきだった。

令和2年9月には「公表数値の誤りに関する疑義及び誤り発見後の対応について」⁵が定められており、当該疑義及び誤り発見後の対応についてが定められた時点、令和3年5月に担当課長補佐が可能性を認識した時点や、遅くとも同年8月に政総審まで可能性を認識した時点で、当該疑義及び誤り発見後の対応についてに則った対応をすべきであった。

(3) 数値的影響

都道府県における合算書き換えの継続による数値的影響については、遡及改定検討会議において別途検討が行われたところである。今後、同会議で決定した推計手法に基づき、統計部門において遡及改定を進める。

3. 原因の検証

本件統計室は、都道府県における合算書き換えの中止について、令和2年1月以降、担当者が数度にわたり都道府県へ電子メールや電話による指示を行っていたが、その指示の内容は、単に合算しないことのみを伝えるだけで、統計数値に与える影響など指示の理由を明確に説明することはなかった。このため、都道府県の出先機関も含め、合算書き換えを中止する必要性の認識が徹底されず、長年行われてきた取扱いが即座に改まることなく、一部の都道府県において継続した原因となったものと考えられる。その背景には、建設受注統計調査は法定受託事務であり、都道府県によって、また、処理する時期によって、解釈や判断が分かれることがないよう、国の責任において明確かつ的確な事務処理の方法を示す必要があるという理解・認識が不十分であったことが考えられる。

また、本件統計室の担当者が異動になる中、数度にわたり指示が行われたが、むしろこれにより合算の継続はないと楽観視し、事後的な確認が行われなかった面がある。もっとも、本件統計室は、通常業務をこなすだけで手一杯であり、通常業務外で都道府県の状況を確認することまで手が回らず、放置されたとも考えられる。

検証委員会報告書によれば、令和元年12月中からは、集計業務に加え、過去の月当たり約7,000枚の調査票の消し跡チェックをする作業が行われるようになる中、担当係長以下には余計な作業を行わされているという意識もあり、室長と担当係長以下が対立するような状態に至っている。

令和2年4月に担当係長間で都道府県における合算書き換えの継続が明確に引き継がれなかったことや、同年6月に専門調査官が都道府県における合算書き換えの継続を認識して以降、都道府県に書き換えの実態を確認する機会があったにも関わらず行われなかったことは、上述のように、本件統計室内にマネジメント不足が認められ、室内の責任体制が担当者間で

⁵ 令和2年9月18日に発出された省内ルールで、統計調査の結果公表後に誤りが疑われた場合及び誤りを発見した場合の対応を定めたもの。

明確に徹底されず、互いの情報共有も不十分であったことが原因と考えられる。

さらに、令和3年4月に、当該専門調査官のほか、担当課長補佐、担当係長、担当係員が一斉に異動となり、その中で十分な引継ぎも行われなかったことや、本件統計室で共有されるべき業務マニュアルがなかったことにより、新たな担当者が業務の変遷、経緯の問題点を十分に理解せず、改めて認識する機会があったにも関わらず、対応が行われなかったものと考えられる。

令和3年7月に新たに着任した政総審や室長が問題を認識したマスコミの取材の後、都道府県に対して調査をする機会があったにも関わらず、行わなかったことは、政総審や室長においても、業務の変遷、経緯の問題点についての十分な引継ぎが行われていなかったことが大きな原因と考えられる。

2 回収率の計算方法の誤り

【検証委員会報告書】

建設受注統計には、(抽出事業者を対象とした甲調査とは別に)大手 50 社のみを対象とした乙調査が存在するが、乙調査においては回収率の逆数をかける欠測値補完は行っていない。平成 25 年 4 月分から開始された回収率の逆数を掛けて欠測値を補完するという推計は、甲調査に関してのみ行われている。

そのため、甲調査の欠測値補完において用いる回収率は(大手 50 社を含まない)抽出事業者の回収率である必要がある。しかしながら、平成 25 年 4 月分からの推計変更の際、回収率の計算から大手 50 社を除外するように本件統計室が統計センターに依頼しておらず、結果として、大手 50 社の数値が、回収率を計算する際の分母及び分子に含まれていた。

大手 50 社の回収率は他事業者の回収率よりも高いため(通常 100%である)、これを分子・分母に入れてしまうと、回収率が高く計算される。その結果、回収率の逆数は小さい数値となるため、若干ではあるが、甲調査の推計が、(本件二重推計問題の影響を無視すると)本来予定されていたよりも低く算出されていたこととなる。

なお、回収率の計算方法の誤りは令和 3 年 4 月分から修正済みとのことである。この問題は、本委員会の調査対象事項ではないため、本委員会において詳細な調査は行っていないが、上記誤りが生じた理由や上記誤り発見後の対応の妥当性については、国交省において調査して公表すべきである。

1. 事実認定

(1) 誤り発生経緯

平成 21 年度から検討が進められて平成 25 年 4 月から開始された、抽出率の逆数と回収率の逆数を乗じて欠測値を補完する⁶という推計方法については、平成 23 年 9 月に統計委員会答申が出されている。この推計方法の見直しの検討については、同年 10 月に本件統計室から異動になった担当課長補佐が中心となって行っていたところであり、当時の担当係長はその詳細を承知していなかったと供述している。

本件統計室は、平成 23 年 9 月の統計委員会の答申を受け、建設受注統計調査のシステムについて、国土交通省内のシステム改修を平成 23 年度に行い、回収率の逆数の算出等の(独)統計センターのシステム改修を平成 24 年度に依頼した。(独)統計センターへの依頼は、平成 24 年 12 月 20 日付で担当係長からの事務連絡で行った。その際、回収率の計算にお

⁶ 欠測値を補完するとは、工事受注実績がありながら調査に回答しなかった事業者があることを想定し、調査の結果実際に集計された数値を、本来受注があったにもかかわらず回答しなかった数値を推計した上でこれを加算して修正補完することをいう。

いては、都道府県別の各層の母数（事業者数）と都道府県別の各層の分子（事業者数）いずれからも大手50社を除いて計算すべきであった。しかし、当該事務連絡では、大手50社分については別途、回収率の逆数を「1」として計算するよう明記しているにもかかわらず、全ての調査対象事業者を母数及び分子に入れることとしており、大手50社を除いて計算するように依頼していなかった。当該担当係長は、（独）統計センターへの事務連絡の内容について、平成23年10月に着任した担当課長補佐の確認を受けた上で行ったと供述している。一方で、担当課長補佐は、回収率の計算において母数及び分子に大手50社を入れるという指示を明示的に行った記憶はないと供述している。

システム改修の際に、回収率の計算において母数及び分子から大手50社を除かないと、回収率が高く計算され、その逆数は小さくなるため、推計数値が本来よりも低く算出されることとなる。検証委員会報告書によれば、建設受注統計調査の欠測値補完措置の導入による推計方法の見直しについては、より大きな統計数値が集計されていた建設工事施工統計調査の工事完成高に建設受注統計調査の受注額の年度合計額を整合させる検討が行われていた。システム改修の際に、回収率計算の母数及び分子に大手50社を入れることで、敢えて統計数値を低くする意図は確認できなかった。

（2）誤りを認識した経緯

平成30年4月に着任した担当係長は、回収率の計算方法の誤りについて認識していなかったと供述しており、平成25年4月以降、回収率の誤りが本件統計室内で問題として議論されることはなかったものと考えられる。

平成31年4月に着任した担当課長補佐は、令和元年中に、回収率の誤りの可能性についての認識を持ったが、正しく設計されているという推定が働き、国土交通省からの平成24年12月20日付の指示内容に基づき（独）統計センターが算出しているものを否定するまでの確信を持つには至らなかったと供述している。このため、本件統計室で回収率の計算方法の誤りの可能性についての認識が共有される状態には至らなかった。

令和2年10月、当該担当課長補佐は、会計検査院の検査を受けて、母集団推計に用いる回収率の「逆数表」の精査を行ったところ、回収率の計算方法の誤りを認識し、その情報は室長まで報告された。

（3）誤りの認識後の対応

回収率の計算方法の誤りは、統計数値の誤りにつながるものであるが、令和2年10月に室長が認識した後も、同年9月の「公表数値の誤りに関する疑義及び誤り発見後の対応について」に則って対応した形跡はなく、室長から政総審に報告されることもなかった。

令和3年3月18日、検証委員会報告書において明らかにされた本件二重計上問題と同様に、同年4月分からの新推計に合わせる形で、担当係長

から(独)統計センターに対して、回収率計算について、母数及び分子から大手50社を控除して計算するよう依頼し、是正が図られた。

同年4月、担当課長補佐、専門調査官、担当係長、担当係員が一斉に異動となったが、新たな担当課長補佐や担当係長は、回収率の計算方法の誤りについては引継ぎを受けなかったと供述している。

同年6月の同年4月分の公表の際、回収率の計算方法の誤りについては記載されていない。この点について、室長は、公表するほどの重要なことと認識していなかったと供述している。

また、このとき、参考値を公表したが、参考値の作成を行っていた専門調査官は、回収率の計算方法の誤りについて、これを認識していた室長や担当課長補佐から指示も助言も受けていないと供述している。本来、参考値の作成には修正された回収率が用いられる必要があったが、修正された回収率は用いられなかった。

その後、同年12月15日からの報道を契機に、建設受注統計調査について精査する中で、政総審まで報告された。統計部門では、これを検証委員会に報告するとともに、令和4年1月14日、公表した。

2. 評価

(1) 誤り発生の際

統計数値としては、回収率計算の母数及び分子から大手50社を除かないと、回収率が高く計算され、回収率の逆数は小さくなるため、推計が本来よりも低く算出され、誤りとなる。

平成25年の推計方法の見直しは、平成23年10月に本件統計室から異動になった担当課長補佐が中心になって検討が進められてきたところであり、担当係長はその詳細を承知していなかったと供述している。同月に着任した担当課長補佐も推計方法の見直しの詳細を十分に理解せずに新たな推計方法を実装していたこと、意図的に統計数値を低くする動機は確認できないことを考え合わせると、本件回収率の計算方法の誤りは単純ミスであったと考えられる。

(2) 誤りの認識後の対応

平成25年の推計方法の見直しは平成23年9月の統計委員会答申を受けて実施されたものであり、その後の担当職員は、回収率の計算方法は正しく設計され、国土交通省からの平成24年12月20日付の指示内容に基づき(独)統計センターが算出しているものと受け止めてきていた。このため、業務フローを徹底的に見直す機会のない通常業務を実施している際に、回収率の計算方法に誤りがあるという確信を持つに至ることは難しかったと考えられる。しかし、令和元年中に回収率の計算方法の誤りの可能性を認識した担当課長補佐は、この情報を室長に報告すべきであったし、

本件統計室として、速やかに確認を行うべきであった。

また、令和2年10月、室長は、会計検査院検査の際の精査を契機に回収率の計算方法の誤りを認識しており、その情報を速やかに政総審に報告するとともに、「公表数値の誤りに関する疑義及び誤り発見後の対応について」に則った対応をすべきであったし、遅くとも令和3年6月の新推計の公表に際して併せて公表すべきだった。同時に公表される参考値の作成を行っていた専門調査官に対しても、室長は、修正された回収率を用いるよう適切な指示を行うべきであった。

(3) 数值的影響

回収率の計算方法の誤りの数值的影響については、遡及改定検討会議において別途検討が行われたところである。今後、同会議で決定した推計手法に基づき、統計部門において遡及改定を進める。

3. 原因の検証

平成24年12月に（独）統計センターに依頼した推計方法の見直しに係る指示内容において誤りが発生したのは、担当課長補佐及び担当係長が、建設受注統計調査の業務フローの全てを点検せずに、推計方法の見直しを実装する業務を行っていたためと考えられる。

令和元年に担当課長補佐が回収率の計算方法の誤りの可能性について認識した後は、本件統計室内で確認を行い、直ちに誤りを是正すべきであったが、行われなかった。これは、国土交通省からの平成24年12月20日付の指示内容に基づき（独）統計センターが算出している数値であるため、正しいものという推定が働き、誤りであるとの確信が持てなかったため、誤りの可能性の認識を組織で共有できなかったと考えられる。このことは、十分に専門的な知識が備わっていなかったことや、専門家からアドバイスを受ける機会がなかったことも原因と考えられる。

令和2年10月に室長まで認識して以降、直ちに修正・公表しなかったことについては、本件統計室において誤り発見後の対応ルールが徹底されていなかったことに加えて、室長の供述どおり、本件誤りが公表するほど重要なものではないと認識していたとすれば、統計誤りに対する軽視、統計の利用者に対する想像力の欠如などがあったと考えられる。また、回収率誤りの修正について、令和3年4月分からの新推計に合わせる形で行い、事実を公表していないことは、検証委員会報告書において明らかにされた本件二重計上問題の発覚後の対応と同様に、責任追及を回避したいといった意識があったと考えられる。

令和3年4月分以降、回収率の計算方法の誤りが是正されたにもかかわらず、これと同時に公表した参考値に誤りが発生したことについては、検証委員会報告書にあるとおり、本件統計室内がマネジメント不足の状況に

陥る中、令和2年4月に新たに専門調査官が着任したものの、室内の責任体制が担当者間で明確に徹底されず、互いの情報共有も不十分であったことや、令和3年4月に、作業を行っていた専門調査官に加え、担当課長補佐、担当係長及び担当係員が一斉に替わる中、十分な引継ぎが行われなかったことが原因と考えられる。

3 完成予定年月の書き換え

【検証委員会報告書】

完成予定年月の書き換えについて甲調査及び乙調査の調査票に記載されている個別工事の完成予定年月が受注月よりも前の月になっているものについては、本件統計室が、事業者を確認せずに、完成予定年月を受注月に修正する運用を行っていたことが確認された。これにより毎月の出来高に加工して、これを反映する建設総合統計に影響が生じるおそれがある。

この問題も、本委員会の調査対象事項ではないため、本委員会において詳細な調査は行っていないが、上記のような運用が行われていた理由や上記運用の発見後の対応の妥当性、その影響の程度については、国交省において調査し、公表すべきである。

1. 事実認定

(1) 書き換え開始の経緯

① 国又は都道府県職員による書き換え

平成12年度の建設受注統計調査の開始から、調査票裏面に記入された個別工事の完成予定年月が受注月よりも前の場合には、国土交通省のエラーチェックシステム上でエラーが出ることから、エラーを解消し、できる限り調査票で提出された数字を反映させるために、国において、担当者自ら調査票の修正を行っていたと担当係長は供述している。

平成12年3月21日の全国説明会資料においては、完成予定年月が受注月よりも前の場合に書き換えるよう都道府県に対して指示をする記載はないが、平成13年3月6日の全国説明会資料においては、完成予定年月が受注月よりも前の場合に書き換えを行うよう、都道府県に対し指示が行われている。

平成13年度からの基本的な作業フローとしては、完成予定年月が受注月よりも前の調査票について、まず都道府県において完成予定年月の書き換えを行い、都道府県により当該書き換えが行われずに国に提出された場合に、国において担当者自らデータ上、書き換えを行っていた。

② 書き換えの理由

完成予定年月が受注月よりも前になる場合としては、単なる誤りのほか、精算変更、すなわち完成後の契約変更が想定されていた。この場合、精算変更後の数値を過去に遡って入れることも考えられるが、これが行われなかった理由としては、検証委員会報告書に記載されているように、過月分調査票を公表済みの統計に遡及的に組み込むことは実務上困難であったという供述のほか、一度公表したものを修正することは望ましくないという意識があったとの供述がある。また、過月分の合算処理に伴って発生する可能性があることについても認識はされていたが、当時は、過月分の合算処

理は1～2か月程度の遅れがほとんどであり、これに伴い完成予定年月が受注月よりも前になるものは1か月程度の工期の小さい工事のみであるという認識だったという供述がある。

このような中、できる限り調査票で提出された数字を反映させるため、完成予定年月を受注月に書き換えを行っていたとの供述がある。また、都道府県への指示は、担当者の事務負担軽減のために行われたと考えられる。

③ エラーチェックシステムによる自動書き換え

平成16年2月、担当係長は、完成予定年月が受注月よりも前の調査票については、自動的に完成予定年月を受注月に置換するシステム変更を行い、同年4月分から反映された。担当係長は、当該システム変更は、業務の効率化を図るためのものであり、既に発注している契約の中で行ったため、業者に対する指示のみで行い、担当課長補佐には相談したものの、課長には報告しなかったと供述している。

(2) 完成予定年月の書き換えの中止

① 令和2年1月の大手50社以外の書き換えの中止

平成16年度以降の担当係長の中には、完成予定年月が受注月よりも前の調査票が提出されていることについて認識し、目視の上で、事業者に確認して修正をし、額が小さなものについては自動システムで修正していたと供述している者もいる。また、担当係長の中には、自動修正システムの存在を認識していなかったと供述している者もいる。

検証委員会報告書によれば、令和2年1月下旬頃、当時の課長の判断で、都道府県による過月分の合算処理をやめさせ、国で表面の受注高の欄にマスキングテープを貼って、前月分を合算した受注高を記載するとの処理を行うとともに、個別工事が完了したものは除外することとした。具体的には、過月分合算により完成予定年月が過去となる個別工事について、マスキングテープを貼って元の調査票情報を残しつつ、裏面の個別工事の受注高を読み込まないようにするとともに、表面の受注高からも減額する措置を開始した。また、精算変更により完成予定年月が受注月より前になる場合についても、同様に取り扱うこととした。当時の担当課長補佐は、精算変更はあまり多くないという考えの下、割り切って行ったものであると供述している。

② 令和3年6月の新推計公表の際の本件の取扱い

令和3年6月に新推計に切り替えた旨を公表した際に、完成予定年月の書き換えに関しては公表されていない。令和2年1月に運用変更をした後、同年8月に室長が本件統計室から異動となり、令和3年4月に担当課長補佐、担当係長及び担当係員が本件統計室から異動となっている。後任の室長と担当課長補佐は、完成予定年月が受注月より前の調査票の取扱いについて認識がなかったと供述している。また、後任の担当係長は、実際にマスキングテープを貼って完成予定年月を修正する作業を行っており、この

取扱いを承知していたものの、通常取扱いとして受け止め、改めて公表すべきことと認識していなかったと供述している。

③ 令和3年8月の大手50社の書き換えの中止

大手50社の調査については、すべてオンラインで提出されていることから、提出された調査票データを目視で確認し、又は、システムに読み込ませてエラーが出た場合において、事業者を確認して担当者が自ら完成予定年月を受注月に合わせるデータ修正を行っていた。その場合、元のデータそのものは残した上で、別データとして、修正データを作成していた。なお、大手50社については、調査票が遅れて提出されることはないため、完成予定年月が受注月よりも前になるものは、すべて精算変更によるものと考えられる。

令和3年8月、担当課長補佐は、会計検査院から過月分の合算処理や書き換えについて記載された報告が出されることが見込まれる状況の下、完成予定年月を受注月に合わせるデータ修正を中止し、当該個別工事の受注高をデータから除外することとした。その際、元のデータは残しており、また、受注高の総額からは当該除外した個別工事の受注高を減額しなかった。当該担当課長補佐は、この取扱いの変更を自らの判断で行い、室長以上に報告しなかった。

令和4年1月、本件統計室において建設受注統計調査について精査する中で、大手50社の取扱いの変更について、当該担当課長補佐から室長及び政総審に報告された。その後、大手50社以外の調査票の取扱いについても、室長及び政総審に報告された。これを受け、統計部門では、検証委員会に本件を報告するとともに、同月14日、公表した。

2. 評価

(1) 書き換え開始の経緯

完成予定年月の書き換えについては、できる限り調査票で提出された数字を反映させるために行っていたとの供述がある。これらのうち、精算変更に伴って完成予定年月が受注月よりも前になる調査票が提出された場合に、完成予定年月を受注月として、これを集計に含めることについては、遡及改定検討会議において、妥当なものとして評価されている。

しかしながら、建設受注統計が基幹統計として、他統計や各種の政策の企画立案・実施に活用され、民間における意思決定や研究活動にも広く活用されるものであることからすると、検証委員会報告書における過月分の合算処理についての指摘と同様に、

- ①国民の利用の観点からみて統計の注記に記載するなど公表なしに行われていた点
- ②調査票の書き換えによって有用な情報の活用を阻害した点において不適切であったと言わざるをえない。

また、過月分の合算処理に伴って完成予定年月が受注月よりも前になる

ものについては、完成予定年月の書き換えにより個別工事の工期が変更されることで、建設総合統計の数値にも影響することになる。

(2) 完成予定年月の書き換えの中止

個別工事の完成予定年月の書き換えの中止により、建設受注統計の統計数値への影響又は建設総合統計の数値への影響が生ずるため、総務省統計委員会に報告し、統計上、どのように処理することが適切か、意見を確認した上で決定すべきではなかったかと思われる。

また、国民の統計利用の観点からみて、そのような運用変更を行った際に、変更内容について公表していなかったことは不適切である。これらは、人事異動の際に運用変更の経緯が後任者に引き継がれていないこと、室長以上に協議又は報告せずに運用変更していることなど、建設受注統計調査の業務フローのマネジメントに問題があったことによるものと考えられる。

(3) 数値的影響

完成予定年月の修正の数値的影響については、遡及改定検討会議において別途検討が行われたところである。今後、同会議で決定した推計手法に基づき、統計部門において遡及改定を進める。

3. 原因の検証

建設受注統計調査に使用されているシステム上、調査票裏面に記入された個別工事の完成予定年月が受注月よりも前になる場合には、通常の業務ルーティンにおいて、調査票で提出された数字を反映させる方法が存在しなかった。通常の業務ルーティンにおいて反映させる方法がない以上、通常業務ルーティン外で反映させる方法を検討すべきであるが、本件統計室は、通常業務をこなすだけで手一杯となっており、書き換え開始の際には専門的視点からの検討よりも業務の効率化が優先されたこと、書き換え開始後にも通常の業務ルーティン外で集計作業の点検や見直しを行うだけの人的余裕がなかったことが原因と考えられる。

また、令和2年1月や令和3年8月に取扱いを変更した際、その統計的な影響について検討しなかったことは、室長以下本件統計室職員に統計に関する十分な専門的知識が備わっていなかったことや業務フローを変更する際の手続きに不備があったことが原因と考えられる。

さらに、取扱いの変更が公表されなかったことについては、担当課長補佐以下の一斉交代のほか、組織としてのマネジメントのあり方、すなわち、十分な引継ぎがないことや、集計作業は係長以下の現場作業という室長ら幹部の分業意識や情報の分断が背景にあったと考えられる。もとより、室長ら幹部から集計作業を行う担当係員まで、本件統計室で共有されるべき業務マニュアルもなかったことも原因と考えられる。

4 公文書管理

令和4年1月18日、内閣府独立公文書管理監から、建設受注統計調査において公文書管理法上の不適切な取扱いがあったことについて、国土交通省として引き続き事実関係を精査し、報告するよう要請があった。

これを受け、公文書監理官において、室長を文書管理者とする本件統計室の建設受注統計調査に関する行政文書の管理状況の点検を行った。

1. 事実認定

公文書監理官がとりまとめた公文書管理法（以下「法」という。）の各規定の遵守状況等に関する点検結果は以下のとおりである。

（1）公文書管理法の各規定の遵守状況

【点検項目等】

<点検項目>

- ・建設受注統計調査について作成又は取得した行政文書の類型（11類型）ごとの、行政文書ファイル等の整理（法第5条）、保存（法第6条）、行政文書ファイル管理簿への記載（法第7条）、移管又は廃棄の実施（法第8条）の状況

<点検範囲>

- ・法が施行された平成23年度から令和3年度までの11年度分
- ・作成・取得した行政文書（保存期間1年以上）については、毎年度、行政文書ファイル管理簿に行政文書ファイル等として記載されているべきものであることから、行政文書ファイル管理簿に行政文書ファイル等として記載されているべきものの全体数を108件⁷とした。

【行政文書の類型】<保存期間、移管又は廃棄の措置>

1. 基幹統計調査の承認申請・承認通知書 <30年、移管>
2. 基幹統計調査の要領等の制定・改廃に関する文書 <30年、移管>
3. 地方自治体への通知文書 <5年、廃棄>
4. 地方自治体への説明会に係る文書 <5年、廃棄>
5. 調査票 <2年、廃棄>
6. 調査票情報 <常用、－>
7. 統計の集計結果に関する文書（調査報告書）（電子） <30年、移管>
8. 集計表（結果表、システム作成データ） <2年、廃棄>
9. 統計の公表決裁文書（甲調査）（電子） <3年、廃棄>
10. 統計の公表決裁文書（乙調査）（電子） <3年、廃棄>
11. 協力依頼決裁文書（業界団体） <1年、廃棄>

⁷ 11 類型ごとに事実行為がなかった（行政文書の作成・取得がなかった）年度を除いた年度の数合計して算出。

【法の各規定の遵守状況】

① 整理（法第5条関係）

- i) 行政文書ファイル等として行政文書ファイル管理簿に記載されている23件のうち、保存期間及び保存期間満了日が未設定又は設定に誤りがあるものが6件あること
 - ii) 行政文書ファイル等として行政文書ファイル管理簿に記載されている23件のうち、作成年度や保存期間が異なる行政文書を1つの行政文書ファイルにまとめているものが8件あること
- がそれぞれ確認された。

② 保存（法第6条関係）

行政文書ファイル等として行政文書ファイル管理簿に記載されている23件の行政文書ファイル等について、ファイリング用具の背表紙等への保存期間等の明記ができていない、電子文書を保存する共有フォルダにおいて年度別の整理ができていないなど、識別を容易にするための措置が適切に行われていないことが確認された。

③ 行政文書ファイル管理簿への記載（法第7条関係）

行政文書ファイル等として行政文書ファイル管理簿に記載されているべき108件の行政文書ファイル等のうち、23件については行政文書ファイル管理簿への記載が確認されたが、その他の85件については行政文書ファイル管理簿に記載されていないことが確認された。

④ 移管又は廃棄の実施（法第8条関係）

- i) 行政文書ファイル等として行政文書ファイル管理簿に記載されているべき108件の行政文書ファイル等から、保存期間が満了していない51件を除いた57件のうち、廃棄協議をせずに廃棄したものが5件あること
 - ii) その他の52件については、保存期間満了日を経過したものの保存期間を延長せず保存を継続していること
- がそれぞれ確認された。

これらについては、そもそも多くの行政文書ファイル等が行政文書ファイル管理簿に記載されていないことから、登録後に行うべき延長や廃棄協議の手続きがなされなかったことが要因の一つと考えられる。

なお、類型9及び10の行政文書（統計の公表決裁文書）262か月分のうち既に保存期間は経過している5か月分について、存在が確認できなかった。

また、既に保存期間満了日を経過している平成28年度分の調査票等が保存されていることについては、会計検査院による調査が行われたこと等を受け、今後再計算に用いる可能性を考慮して廃棄しなかったとのことであった。

⑤ 法の規定が遵守できていなかったことに対する担当者の認識等

本件統計室の担当者の認識として、公文書管理について、室内で法制度等に係る基本的な知識が十分に共有されていなかったこと、担当者が日常の統計業務に忙殺される中で、公文書管理に対する優先順位が低く捉えられていたこと等が考えられるとのことであった。

このような事情から、平成23年度の法の施行以降、一部を除き、行政文書ファイル管理簿に必要事項を記載せず、法に則った適切な保存、廃棄等を行わない状態を漫然と踏襲していたと考えられる。特に、調査票についてはそもそも公文書であるという認識が共有されておらず、OCRで読み込んだ際に付される番号で独自に管理するとともに、建設工事統計調査規則により紙媒体のものは2年間保存し、その後溶解するというルーティンが漫然と引き継がれていた。

(2) 国土交通省における調査票の「書き換え」

【検証委員会報告書】

調査票が提出期限に遅れて提出された場合、過月分調査票表面の「受注高」の数値と当月調査票表面の「受注高」を合算するように、少なくとも、建設受注統計調査が開始されたときには本件統計室が都道府県に対して指示をしていたと認められる。本件統計室においても、建設受注統計調査が開始された直後から、過月分調査票の「受注高」の数値を当月分調査票の「受注高」の数値に合算し、当月の数値として処理していた旨供述する。

① 抽出調査の結果

公文書監理官において、平成28年度から令和元年度までの調査票につき、各年度1,000枚ずつ計4,000枚⁸をサンプル調査したところ、以下の事後的な加工の形跡が確認された。

- i) 赤又は青のボールペンで数値を二重線で「見え消し」し、別の数値を記載しているものが50枚
- ii) マスキングテープで数値を覆い、その上に数値を記載又は何も記載していないものが34枚（うち3枚は消しゴムで数値を消した上にマスキングテープが貼ってあるもの、1枚は「見え消し」にした上にマスキングテープが貼ってあるものであった。）
- iii) 消しゴムで数値を消した痕跡があり、その上に別の数値を記載しているものが14枚

これらの事後的な加工は、受注高の記入欄（工事種別、発注者区分）の修正や集計額の誤りの修正と思われるもののほか、検証委員会報告書に記

⁸ 平成28年度から令和元年度までの約35万枚の調査票について、各年度1,000枚ずつ、無作為のサンプル調査を行ったもの。一般に、35万枚を母数とする標本調査を行う場合の調査対象者数は、信頼水準95%の場合、標本誤差5%で400人程度、3%で1,000人程度とされていることを参考に、各年度1,000枚ずつのサンプル調査とした。

載されたように、過月分調査票の数値を当月分調査票に合算処理したことに伴う受注額の修正と考えられるものも確認された。

② 「書き換え」に対する担当者の認識

本件統計室の担当者の認識として、上記① i) に関連し、一度OCRに通し、エラーが出たものについて、データ上で書き換え、調査票は赤のボールペンで見え消しにすることがあったというものや、① iii) に関連し、都道府県が修正し忘れた場合等において、担当者が自ら消しゴムで消して、過月分を受注月分に合算することがあったというものなどがあつた。

2. 評価

(1) 法の各規定の遵守状況

本件統計室においては、法第5条から第8条までに定める手続きが遵守されていない事例が多数認められた。

まずは、このような状況の早急な改善が必要であり、不適切な状態にある行政文書ファイル等について、法に規定する整理を行い、行政文書ファイル管理簿への登録を速やかに行うべきである。

(2) 国土交通省における「書き換え」の状況

確認された調査票の「書き換え」について、国土交通省において行われたものか都道府県において行われたものか、調査票の外観からは判別が困難であるが、担当者の供述を踏まえると、国土交通省において行われたものがあつたと考えられる。

国土交通省における調査票の「書き換え」により、元の情報を復元できない状態となったことは、行政機関の事務及び事業の実績が合理的に跡付け又は検証できることを求める法の趣旨に照らし、不適切である。

3. 原因の検証

法第5条から第8条までの規定が遵守されなかったことは、文書管理者である室長や、文書管理担当者等公文書管理について室長をサポートする職員が、日頃から丁寧な周知や確認を行っていなかったために、担当者に基本的な知識が十分に共有されていなかったことによるものと考えられる。

また、毎年11月の文書整理月間の際に、全省的なチェックの一環として、本件統計室内でも行政文書の管理状況について確認を行っていたという供述はあるが、不十分であり、具体的な改善には至らなかった。

一方で、本件統計室においては、公文書管理の優先順位が低く捉えられていたために、通常業務で手一杯な中、手が回らなかった面もあると考えられる。また、そのような状況が長期にわたって続いていたために、上記法の各

規定が遵守されていない状態の行政文書が蓄積し、一層顧みられなくなったものと考えられる。

書き換えについては、検証委員会報告書に記載されているとおり、集計業務は担当係長以下が行う現場作業で、室長ら幹部は現場任せという分業意識があったことを背景として、その妥当性の検証が行われることがなかった。このため、法に関する認識不足と相まって、担当者によっては、調査票を自ら書き換えるなど、同法の趣旨に照らして不適切な行為が行われることがあったと考えられる。